

障害者施設等の従事者

…重症化リスクが高い多くの障害者に対してサービスを提供する従事者

○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等

- ・ 障害者支援施設
- ・ 共同生活援助事業所
- ・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供するもの）
- ・ 福祉ホーム

○ 障害者総合支援法による訪問系サービス等

- ・ 居宅介護
- ・ 生活介護
- ・ 重度訪問介護
- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）
- ・ 行動援護
- ・ 就労移行支援
- ・ 同行援護
- ・ 就労継続支援（A型、B型）
- ・ 重度障害者等包括支援
（訪問系サービス等を提供するもの）
- ・ 就労定着支援
- ・ 自立生活援助
- ・ 計画相談支援
- ・ 短期入所
- ・ 地域移行支援
- ・ 地域定着支援

○ 児童福祉法による障害児通所支援サービス等

- ・ 児童発達支援
- ・ 保育所等訪問支援
- ・ 医療型児童発達支援
- ・ 障害児入所施設（福祉型、医療型）
- ・ 放課後等デイサービス
- ・ 障害児相談支援
- ・ 居宅訪問型児童発達支援

（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。